

第3回「新潟市就学援助制度意見聴取会議」会議概要

第3回新潟市就学援助制度意見聴取会議	
開催日程	令和元年8月9日（金）午前9時30分～午前11時30分
会 場	新潟市役所 本館 対策室2
出席委員 (順不同・敬称略)	中川兼人、小澤 薫、織田絹子、堀俊一、長谷川 瑞、 吉澤志保、田村祐一、立松有美、福士晃子 計9名 (欠席 稲垣謙)
事務局	古俣教育次長 高橋学務課長，川上学務課長補佐， 学務課学務グループ職員3名
傍聴者	7名
内 容	<p>会議内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第2回会議の振り返りと追加資料の説明 2) 意見聴取内容 <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準 ・支給階層 ・支給費目 ・一人当たりの平均支給額 ・制度周知 3) 意見整理 <p>[意見聴取]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費は直接子どもに援助が届くよう，学校長委任払いの取扱いにした方がよいのではないか。→諸校費，修学旅行などは学校で管理ができるが，その他の新入学学用品費などを管理するのは難しい。 ・学校内で学用品をシェアできるものはないのか。保護者の負担軽減を図るべき。→学校側でも購入の学用品について保護者負担の軽減に努めている。 ・生活保護基準の1.3倍は楽な生活ではない。生活保護生活は一般の生活のレベルの7割くらいの生活費でやっているイメージ。支給階層をなくした方がよい。 ・就学援助の基準額，給与収入世帯で4人家族（父・母30代，中学校1年，小学校4年）のモデルケースだと給与収入が607万円以下だと第4階層に認定される。本当に607万円程度の給与収入の方の生活が苦しいのか，食べていけないのか。給与収入が607万円程度ある世帯は学校の諸校費が払えない生活はしていないと思う。一人親や若い世帯の方々で働いても給与が上がらない低所得者世帯の方に手厚く支援していただきたい。 ・別枠で児童扶養手当を受給している世帯を就学援助制度の対象者とし，支給額を他の世帯の1.5倍程度加算するべき。 ・全国で一人親世帯は10%と言われている。特に母子世帯では子どもを育てるのが大変と感じる。生活保護までにはいかない水準以上の方で，生活が苦しい方に就学援助を充実してもいいのではないか。 <p>市の就学援助の総額が変わらないのであれば，市の決められた額で，子ども達の就学援助していくことを考えていくなれば苦しい家庭について補填できるような制度の形になれば良い。第4階層を見直し，第2階層や第3階層に引下げ</p>

をして本当に苦しい世帯に、もう少し補助を上乗せできた方が望ましい。

- ・就学援助の新入学学用品の名称は保護者側からはマイナスなイメージがある。名称を「入学お祝い奨励金」「入学お祝い金」にしてはどうか。申請率が上がるのではないか。名称だけで受け取り方も違うと思う。
- ・児童扶養手当の支給が年3回から年6回になった。就学援助の支給についても年6回に分けて支給していただきたい。

[中川座長まとめ]

- ・これまで3回意見交換をし、会議を重ねる度に委員の方々も就学援助制度を理解され、厳しい意見もいただいた。私どもの気持ちを基に話をさせて頂いたので教育委員会の皆さんには真摯な気持ちで聞いていただいて、全ての要望は無理だと思うが検討していただきたい。また、国が就学援助の基準を定めていないことが一番の問題であり、制度の基準を地方に丸投げしているので自治体の力によって内容が変わってくる。国に対して制度の共通基準を定めるよう市から要望をあげていただきたい。

[古俣教育次長あいさつ]

- ・7月1日、7月29日、本日で3回に渡り、お忙しい中、活発なご意見を頂き、ありがとうございました。限られた財源の中で持続可能でより良い制度にしていただけるよう皆様からご意見を頂戴したいと当初、ご挨拶をさせて頂いたが、本当にそのような会議になった。皆様から頂戴したご意見、ご提言に関しては受け取った事務局で子ども達のために、より良い制度になるよう努めてまいります。

[座長、副座長退任]

閉会